

# モーターボート競走法施行規則の一部を改正する省令案について

平成19年3月  
海 事 局

## 1. 背景

近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和等競走の実施に関する規定を整備するほか、日本船舶振興会への交付金制度並びに関係法人の組織形態及び業務内容を改める等モーターボート競走法の一部を改正する法律案を第166回通常国会に提出しているところである。

このモーターボート競走法（以下「競走法」という。）の改正により、競走実施事務の私人等への委託を可能とする、場外発売場の設置手続について許可制とする、新たな投票方法として重勝式投票法を導入する、船舶振興会への交付金の猶予制度を導入する、船舶振興会が行っている業務について指定制度を導入する等の措置が講じられることになる。

このため、これら措置に係る基準の制定や手続等について定めるほか、所要の改正を行うものである。

## 2. 改正概要

### (1) 競走の実施事務の委託に関する規定の制定

施行者が競走の実施事務を私人に委託する場合には委託の相手方に関する基準（暴力団等を対象外とする等）等を定め、あらかじめ公表するとともに、私人に委託した場合はその旨を公表することとする。

### (2) 競走場の許可基準の見直し

位置基準については、周辺の文教施設及び医療施設からの距離のみではなく、周辺環境や道路事情等を含め総合的に判断することがわかるよう文言を整理することとし、構造及び設備については、基準を適用する具体的な施設（競走水面、審判施設等）を列挙することとする。

### (3) 場外発売場の許可に係る申請手続き及び基準の制定

① 場外発売場を設置又は移転しようとする場合は、申請者の氏名又は名称及び住所並びに場外発売場の設置又は移転の理由等を記載した申請書に場外発売場附近の見取図等を添付して国土交通大臣に提出することとする。

② 場外発売場の設置又は移転の許可の基準について、位置は、文教上又は衛生上著しい支障をきたすおそれのない場所であること、構造及び設備は、入場者の整理に適当なものであること、告示で定める基準に適合する舟券の発売等の用に供する施設等を有していることとする。

### (4) 競走の開催の範囲の緩和

競走の年間開催日数、一回の開催日数及び一日の競走回数について、各競走場の特性にあった開催日数等に対応できるよう、上限値を緩和することとする。

### (5) 勝舟投票法の種類、実施の方法等の整備

① 勝舟投票法の種類について従来の7種類の投票法に加え、重勝式投票法（10種類）を定めることとする。（2重勝から3重勝までの3連勝単式勝舟投票法等）

② 勝舟投票法の実施の方法について、単勝及び複勝に係る実施の制限、連勝単式投票法の実施の制限について廃止することとし、重勝式投票法の実施の

制限について規定することとする。

③ 重勝式勝舟投票法について、的中率の低い指定重勝式勝舟投票法として3重勝3連勝単式勝舟投票法等を定めることとする。

④ 指定重勝式勝舟投票法の払戻金の最高限度額を2千万円とする。(券面金額10円)

(6) 施行者が定める競走の実施に関する規程に定める事項の見直し

競走法施行令に基づき施行者が定める競走の実施に関する規程で定める事項について、実態にあわせた並びとなるよう見直すこととする。

(7) 交付金の猶予手続に係る規定の整備

① 競走法第19条の2第1項第2号に規定する国土交通省令で定める期間を1年とする。

② 国土交通大臣に提出する事業収支改善計画には、事業の収支の改善のための基本方針、事業の収支の状況、事業の収支の改善に必要な方策等を定めることとする。

(8) 競走終了報告の報告事項の緩和

施行者が競走終了後に所轄地方運輸局長に提出する報告書の様式を廃止することとし、報告する事項について緩和することとする。

(9) 船舶等振興機関の指定、役員及び事業計画・収支予算の認可等に係る規定の整備

① 船舶等振興機関の指定を受けようとする法人は、名称及び住所等を記載した申請書に登記事項証明書等を添付して国土交通大臣に提出することとする。

② 競走法第22条の5第2項第4号に規定する国土交通省令で定める事項を組織に関する事、会計及び財務に関する事等とする。

③ 帳簿に記載する事項を競走法第22条の3第1項第1号の資金の貸付の実施に関する事等とするとともに、帳簿の保存期間を20年とする。

(10) 払戻金の算出方式の変更

別表第二において規定する払戻金の算出式について、100の75を100分の75以上国土交通大臣が定める率とする。

### 3. 今後のスケジュール(予定)

公 布：平成19年3月下旬

施 行：平成19年4月1日((9)関係は、平成19年10月1日)